

資本費平準化債の制度拡充について

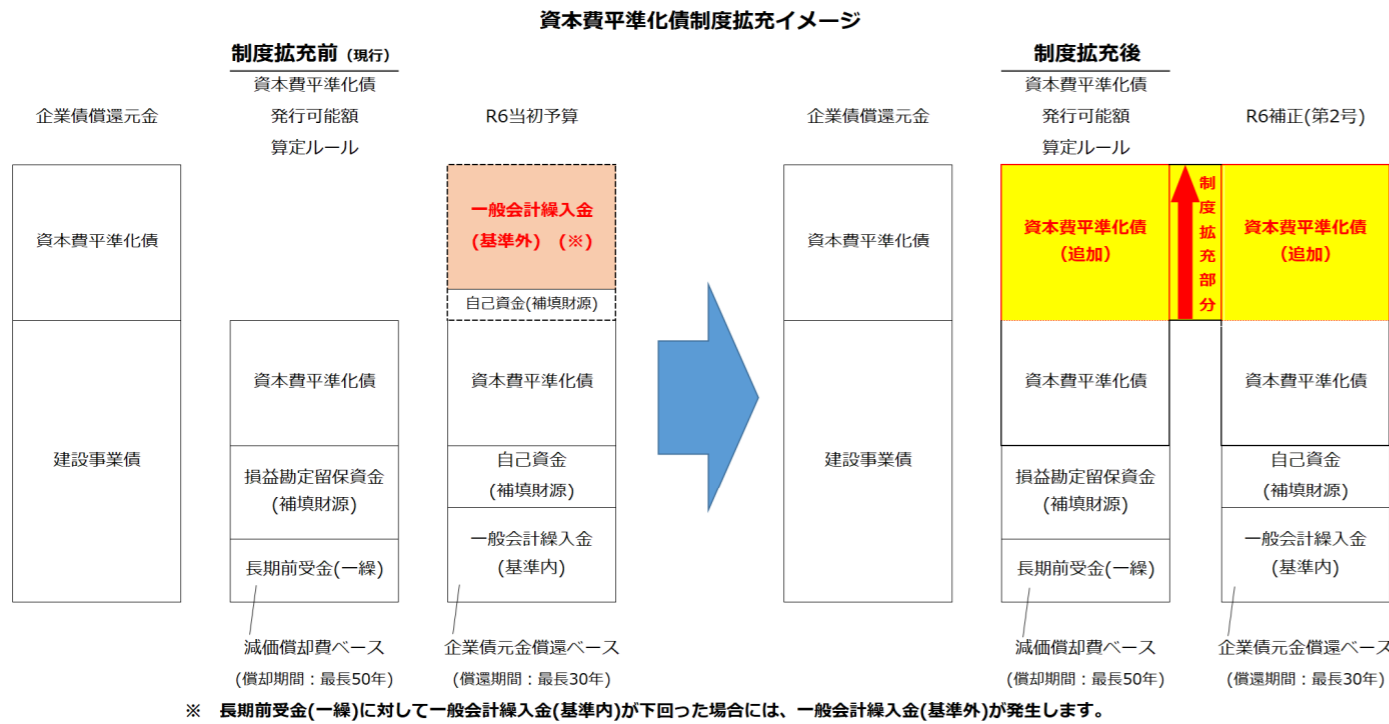
1 資本費平準化債について

資本費平準化債とは、下水道事業債の元金償還期限(最長40年)と下水処理施設の減価償却期間(最長50年)が異なっていることから、元金償還金と減価償却費との差について、構造的に資金不足が生じるため、当該資金不足を補うために平成16年から措置されたものです。

なお、本市の下水道事業債の元金償還期限は最長30年です。

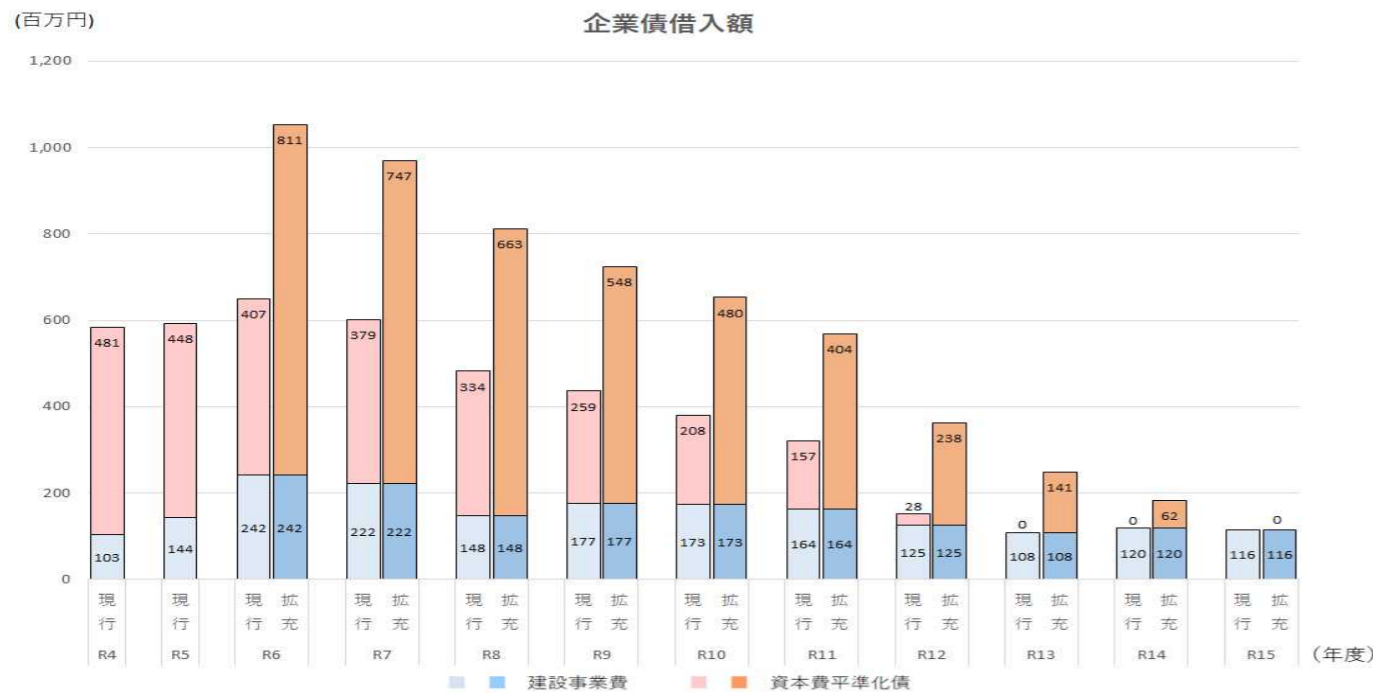
2 資本費平準化債の制度拡充について

令和6年度からほぼ全ての下水道事業が法適化するなど、公営企業会計導入の進捗により、資産等により正確な把握が可能となったことを踏まえ、公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充し、過去に発行した資本費平準化債の元金償還金を対象に追加されたものです。



3 企業債借入額の推移

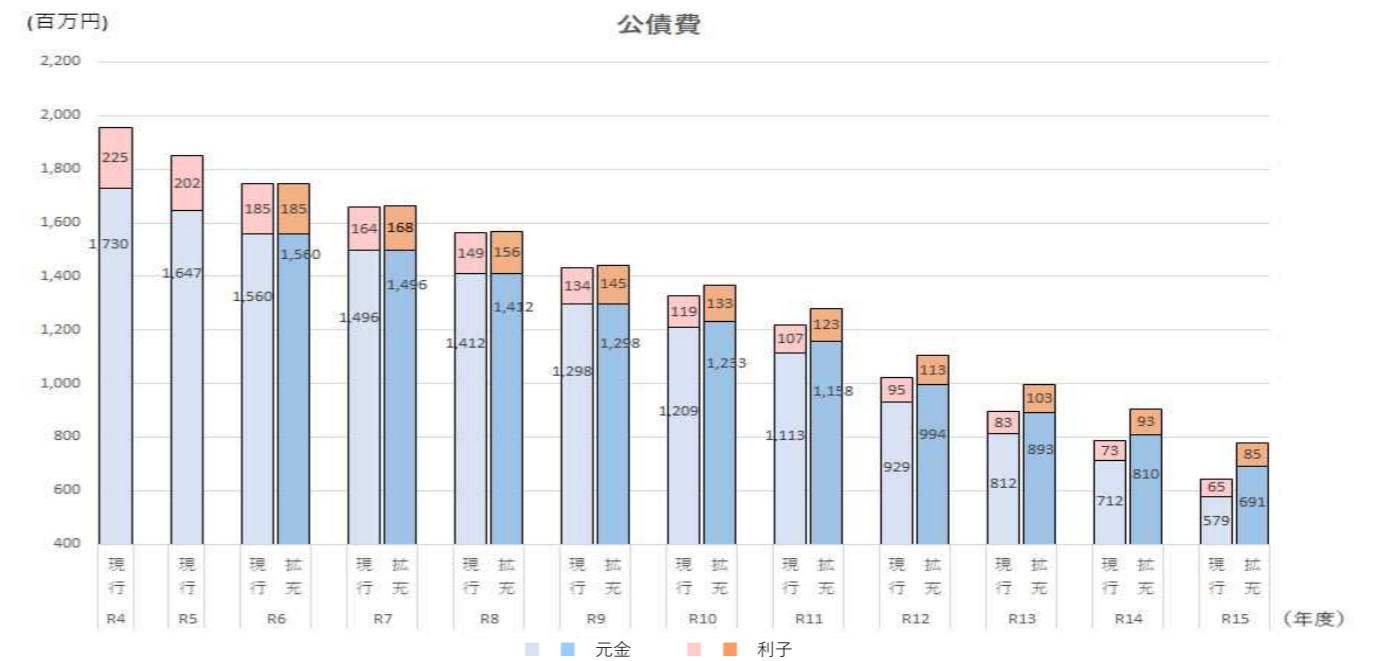
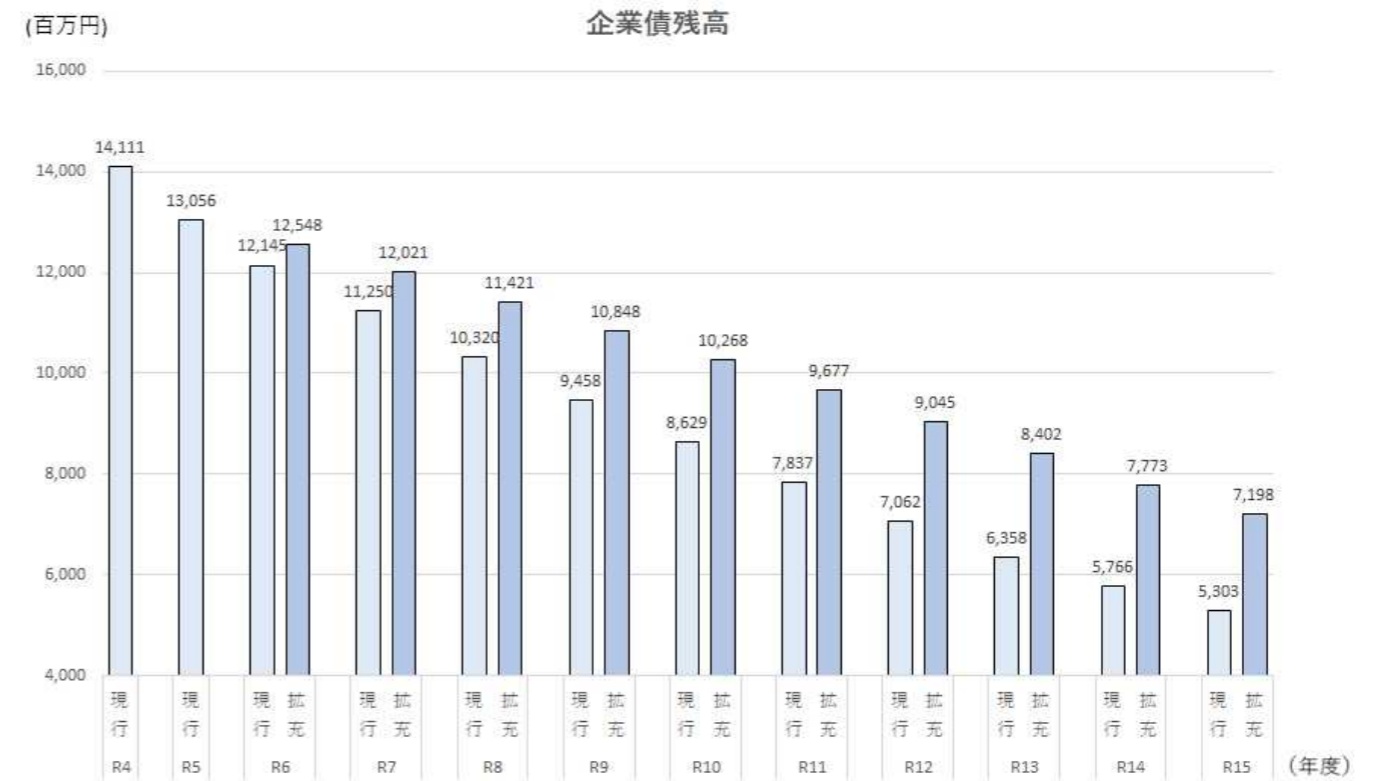
令和6年度から現行に比べて資本費平準化債拡充の影響により企業債の借入額は増加するものの、建設事業債の償還が進み償還総額が減っていくため、拡充の場合は令和15年度には資本費平準化債の借入がなくなる見込みです。



4 企業債残高、公債費(元金、利子)の推移

企業債残高は、資本費平準化債拡充の影響により残高は現行より増加しますが、減少傾向を維持します。

公債費については、資本費平準化債拡充の元金償還が始まる令和10年度以降は、現行より増加が明確になりますが、減少傾向は変わりません。



5 まとめ

資本費平準化債拡充を借り入れることにより、一般会計繰入金(基準外)は大きく減少し、一般会計に与える影響を軽減できます。一方、下水道事業会計に与える影響は、企業債残高は増加するものの、これまでに借り入れた建設事業債の完済が進み、公債費は減少するため、一般会計繰入金(基準外)がなくなっても経営上大きな影響がないと見込まれます。

なお、資本費平準化債の償還期限は20年で、令和34年度には全ての資本費平準化債を完済する見込みであり、以後は毎年度借入予定の建設事業債の償還のみとなります。

そのほかの、企業誘致減免分や下水道建設・施設維持管理費に対する使用料収入不足分については、適正な施設維持管理等のため、今後も一般会計繰入金(基準外)が発生する見込みです。